知的財産管理技能検定２級公式テキスト【改訂１４版】をご購入いただいた皆様へ

第 55 回（2026 年 11 月実施）以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発売する知的財産管理技能検定２級公式テキスト【改訂１４版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきます様お願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第 55 回	2026 年　11 月　15 日（日）	2026 年 5 月 1 日
第 56 回	2027 年　 3 月　 7 日（日）	2026 年 9 月 1 日
第 57 回	未定	ー

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

情報更新日：2026 年 10 月 7 日

該当箇所	変更前	変更後
P114 Lesson 13 特許権の侵害と救済［１］ ３　特許権が侵害された場合の対応 （２）損害賠償を請求する １行目	また、特許権を侵害すると**懲役**や罰金など刑事罰が科されることがあります（特 196 条等）。	また、特許権を侵害すると**拘禁刑**や罰金など刑事罰が科されることがあります（特 196 条等）。
P251 Lesson 27　パリ条約 ３　パリ条約の三大原則 （１）内国民待遇 ５行目	なお、同盟国内に住所や工業・商業上の営業所がある者も同盟国の国民とみなされるため（パリ３条）、	なお、同盟国内に住所や**現実かつ真正の**工業・商業上の営業所がある者も同盟国の国民とみなされるため（パリ３条）、
P257 Lesson 28　特許協力条約（PCT） １　PCT による国際出願制度 ８行目	すなわち、出願人は日本の特許庁に日本語で国際出願するだけで、PCT 加盟国すべてに対しても正規に国内出願したとして扱われます。	すなわち、出願人は日本の特許庁に日本語**もしくは英語**で国際出願するだけで、PCT 加盟国すべてに対しても正規に国内出願したとして扱われます。
P315 Lesson 35　著作権の変動 問題本文 ５行目	そこで、Ｉ銀行の図書館に所蔵されている資料の中から、**1930 年代に発行された雑誌に掲載された**風景画（アマチュア画家が創作）を選び出し、そのパンフレットに採用することを**提案**しました。	そこで、Ｉ銀行の図書館に所蔵されている資料の中から、**1950 年に描かれた**風景画（**1980 年に亡くなった**アマチュア画家が創作）を選び出し、そのパンフレットに採用することに**し**ました。
P316 Lesson 35　著作権の変動 問題選択肢Ａ～Ｄ 差し替え		Ａ　アマチュア画家が 1950 年に創作した風景画であり、創作から 70 年以上が経過しているため、著作権の存続期間は終了している。よって、特に確認することはなく、風景画を自由に利用することができる。 Ｂ　風景画の著作権は誰が有しているのかを確認する必要がある。 Ｃ　風景画の利用にあたって、アマチュア画家の遺族の許諾が必要な場合がある。 Ｄ　広報部の部員がパンフレットを創作した場合、パンフレットの著作権は、創作から 70 年を経過するまでの間、存続する。

該当箇所	変更前	変更後
P322 Lesson 35　著作権の変動 解説選択肢Ａ～Ｄ 差し替え		**正解　Ｂ　Ｃ** ＡとＢとＣについて、本問において、風景画の著作権はアマチュア画家の死後 70 年を経過するまでの間存続するので、著作権は存続しています。著作（財産）権は譲渡することができるので、アマチュア画家が生前誰かに著作権を譲渡していて、その者が現在も著作権を有している可能性があります。また、遺族に著作権が相続されている可能性もあります。よって、誰が著作権を有しているかを確認する必要があります。したがって、Ａは誤りで、ＢとＣは適切です。 Ｄについて、広報部の部員がパンフレットを創作した場合、職務として創作したものであり、職務著作にあたると考えられます。職務著作に係る著作権の存続期間は、原則として公表後 70 年を経過するまでの間存続します。よって、本肢は誤りです。

該当箇所	変更前	変更後
P348 Lesson 38　著作権の侵害と救済 5 著作権を侵害した場合の刑事罰 上から１行目 上から７行目 上から１２行目 上から１５行目	著作権を侵害した場合、刑事罰（10 年以下の**懲役**又は 1000 万円以下の罰金、併科もあり）が科される可能性があります（著 119 条１項）。ただし、故意（意図的）に侵害した場合に限られますので、過失（不注意）による侵害のときには刑事罰はありません。なお、原則として親告罪です。 法人の従業員等が著作権等を侵害した場合、その行為者に加え、法人も罰金刑に処されることがあります（「両罰規定」といいます）（著 124 条）。 違法ダウンロードについても刑事罰（２年以下の**懲役**等）の対象となります（著 119 条３項）。 侵害コンテンツ（違法にアップロードされた著作物等）へのリンク情報等を集約してユーザーを侵害コンテンツに誘導する「リーチサイト」や「リーチアプリ」についても刑事罰の対象となります。リーチサイト運営行為及びリーチアプリ提供行為については刑事罰（５年以下の**懲役**等）の対象であり（著 119 条２項４号、５号）、リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク等を提供する行為については、著作権等を侵害する行為とみなして民事措置及び刑事罰（３年以下の**懲役**等）の対象となります（著 120 条の２第３号）。	著作権を侵害した場合、刑事罰（10 年以下の**拘禁刑**又は 1000 万円以下の罰金、併科もあり）が科される可能性があります（著 119 条１項）。ただし、故意（意図的）に侵害した場合に限られますので、過失（不注意）による侵害のときには刑事罰はありません。なお、原則として親告罪です。 法人の従業員等が著作権等を侵害した場合、その行為者に加え、法人も罰金刑に処されることがあります（「両罰規定」といいます）（著 124 条）。 違法ダウンロードについても刑事罰（２年以下の**拘禁刑**等）の対象となります（著 119 条３項）。 侵害コンテンツ（違法にアップロードされた著作物等）へのリンク情報等を集約してユーザーを侵害コンテンツに誘導する「リーチサイト」や「リーチアプリ」についても刑事罰の対象となります。リーチサイト運営行為及びリーチアプリ提供行為については刑事罰（５年以下の**拘禁刑**等）の対象であり（著 119 条２項４号、５号）、リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク等を提供する行為については、著作権等を侵害する行為とみなして民事措置及び刑事罰（３年以下の**拘禁刑**等）の対象となります（著 120 条の２第３号）。
P367 Lesson 40　不正競争防止法[2] 5 不正競争行為に対する制裁 下から２行目	さらに、営業秘密に関して一定の行為を行った者は、10 年以下の**懲役**もしくは 2000 万円以下の罰金に処せられる、	さらに、営業秘密に関して一定の行為を行った者は、10 年以下の**拘禁刑**もしくは 2000 万円以下の罰金に処せられる、

該当箇所	変更前	変更後
P368 Lesson 40　不正競争防止法[2] 6 営業秘密の流出を防止するには １行目	「営業秘密管理指針（平成 15 年１月 30 日、最終改訂：平成 31 年１月 23 日、…	「営業秘密管理指針（平成 15 年１月 30 日、最終改訂：令和７年３月 31 日、…
P369～P370 Lesson 40　不正競争防止法[2] 6 営業秘密の流出を防止するには (2) 必要な秘密管理措置の程度 １行目～６行目 差し替え	(2) 必要な秘密管理措置の程度 秘密管理性要件が満たされるためには、営業秘密保有企業が当該情報を秘密であると単に主観的に認識しているだけでは不十分である。営業秘密保有企業の秘密管理意思（特定の情報を秘密として管理しようとする意思）が、具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって、従業員に明確に示され、結果として、従業員が当該秘密管理意思を容易に認識できる必要がある。	(2) 必要な秘密管理措置の程度 秘密管理性要件が満たされるためには、営業秘密保有者の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要がある。 具体的に必要な秘密管理措置の内容・程度は、企業の規模、業態、従業員等の職務、情報の性質その他の事情の如何によって異なるものであり、企業における営業秘密の管理単位における従業員等がそれを一般的に、かつ容易に認識できる程度のものである必要がある。

該当箇所	変更前	変更後
P369 Lesson 40　不正競争防止法[2] 6 営業秘密の流出を防止するには (2) 必要な秘密管理措置の程度 ○ 合理的区分 ○ その他の秘密管理措置 差し替え	○ 合理的区分 秘密管理措置は、対象情報（営業秘密）の一般情報（営業秘密ではない情報）からの合理的区分と当該対象情報について営業秘密であることを明らかにする措置とで構成される。 合理的区分とは、企業の秘密管理意思の対象（従業員にとっての認識の対象）を従業員に対して相当程度明確にする観点から、営業秘密が、情報の性質、選択された媒体、機密性の高低、情報量等に応じて、一般情報と合理的に区分されることをいう。例えば、情報が化体した媒体について、紙の１枚１枚、電子ファイルの１ファイルごとに営業秘密であるか一般情報であるかの表示等を求めるものではなく、企業における、その規模、業態等に即した媒体の通常の管理方法に即して、営業秘密である情報を含むのか、一般情報のみで構成されるものであるか否かを従業員が判別できればよい。 ○ その他の秘密管理措置 媒体の選択や当該媒体への表示、当該媒体に接触する者の限定、ないし、営業秘密たる情報の種類・類型のリスト化等、秘密管理措置の対象者たる従業員において当該情報が秘密であって、一般情報とは取扱いが異なるべきという規範意識が生じる程度の取組であることがポイントとなる。 情報に対する秘密管理措置が実効性を失い「形骸化」したともいいうる状況で従業員が企業の秘密管理意思を認識できない場合は、適切な秘密管理措置とはいえない。	○ 秘密管理措置の対象者 秘密管理措置の対象者は、当該情報に合法的に、かつ、現実に接することができる従業員等である。職務上、営業秘密たる情報に接することができる者が基本となるが、職務の範囲内か否かが明確ではなくとも当該情報に合法的に接することができる者（例えば、部署間で情報の配達を行う従業員）も含まれる。 ○ 秘密管理措置の程度 ア 従業員及び役員に向けたもの 必要となる秘密管理措置としては、主として、媒体の選択や当該媒体への表示、当該媒体に接触する者の限定、営業秘密と他の情報との分別管理、営業秘密たる情報の種類・類型のリスト化、就業規則や秘密保持契約（あるいは誓約書）などの規程等において守秘義務を明らかにする、従業員への研修・啓発が想定される。要するに、秘密管理措置の対象者たる従業員において当該情報が秘密であって、一般情報とは取扱いが異なるべきという規範意識が生じる程度の取組（管理措置）であることがポイントとなる。 イ 取引相手先に向けたもの 取引相手先に秘密情報を提供している場合には、従業員及び役員に向けた秘密管理措置に加えて、当該取引相手先と秘密保持契約を締結した上で秘密情報を提供したかどうかがポイントとなる。

該当箇所	変更前	変更後
P370 Lesson 40　不正競争防止法[2] 6 営業秘密の流出を防止するには （3）秘密管理措置の具体例 ① 紙媒体の場合 差し替え	ファイルの利用等により一般情報からの合理的な区分を行ったうえで、例えば、当該文書に「マル秘」など秘密であることの表示や、個別の文書やファイルに秘密表示をする代わりに施錠可能なキャビネットや金庫等に保管することが考えられる。	例えば、秘密文書が記載された文書に「マル秘」など秘密であることの表示や、施錠可能なキャビネットや金庫等に保管することが考えられる。
P371 Lesson 40　不正競争防止法[2] 6 営業秘密の流出を防止するには （3）秘密管理措置の具体例 ② 電子媒体の場合 最終行に追加	等）や箱（部品等の収納ダンボール箱）に、マル秘表示の貼付が考えられる。	等）や箱（部品等の収納ダンボール箱）に、マル秘表示の貼付が考えられる。 **また、外部のクラウドを利用して営業秘密を保管・管理する場合も、秘密として管理されていれば、秘密管理性が失われるわけではない。例えば、階層制限に基づくアクセス制御などの措置が考えられる。なお、情報の内容・性質等からいって、当該営業秘密保有者にとって重要な情報であることが明らかな場合には、外部のクラウドにアクセスするために ID･パスワードなどが設定されているといった程度の技術的な管理措置や、就業規則や誓約書において当該情報の漏えいを禁止しているといった規範的な管理措置で足りる場合もある。**
P371 Lesson 40　不正競争防止法[2] 6 営業秘密の流出を防止するには （3）秘密管理措置の具体例 ④ 媒体が利用されない場合 ８行目～最終行 差し替え	従業員が営業秘密保有企業との関係で信義則上の義務に著しく反するような形で当該営業秘密の取得・使用・開示をした場合に限り、これらの措置の対象となる。その判断にあたっては、当該企業と従業員との間の信頼関係の程度、当該企業の利益、従業員の利益、営業秘密の内容等を踏まえた総合的な考慮による。	当該企業の利益、従業員の利益、営業秘密の内容等を踏まえ信義則上の義務に著しく反するような場合、すなわち「不正の利益を得る目的」又は「保有者に損害を加える目的」であると評価される場合にのみ、民事上の措置又は刑事罰の対象となる。

該当箇所	変更前	変更後
P372 Lesson 40　不正競争防止法[2] 6 営業秘密の流出を防止するには ２.有用性の考え方 ８行目～１０行目 差し替え	したがって、秘密管理性、非公知性要件を満たす情報は、有用性が認められることが通常であり、また、現に事業活動に使用・利用されていることを要するものではない。	したがって、当該情報が、営業秘密を保有する事業者の事業活動に使用・利用されているのであれば、基本的に営業秘密としての保護の必要性を肯定でき、当該情報が公序良俗に反するなど保護の相当性を欠くような場合でない限り有用性の要件は充足されるものと考えられる。 加えて、必ずしも現に事業活動に使用・利用されていることを要するものではない。
P373 Lesson 40　不正競争防止法[2] 6 営業秘密の流出を防止するには ２.有用性の考え方 ４行目 追加	なお、当業者であれば、公知の情報を組み合わせることによって容易に…	なお、**有用性の要件の判断に際しては、当該情報を不正に取得した者がそれを有効に活用できるかどうかにより左右されない。** **また、**当業者であれば、公知の情報を組み合わせることによって容易に…
P374 Lesson 40　不正競争防止法[2] 6 営業秘密の流出を防止するには 参考	参考「営業秘密管理指針」平成 15 年１月 30 日（最終改訂：**平成 31 年１月 23 日**）経済産業省	参考「営業秘密管理指針」平成 15 年１月 30 日（最終改訂：**令和７年３月 31 日**）経済産業省
P400 Lesson 43　独占禁止法 2 独占禁止法の運用 ９行目	さらに、違反事業者に対しては、**懲役**や罰金などを課すこともあります。なお、課徴金減免制度や犯則調査権限等の制度もあります。	さらに、違反事業者に対しては、**拘禁刑**や罰金などを課すこともあります。なお、課徴金減免制度や犯則調査権限等の制度もあります。

該当箇所	変更前	変更後
P400 Lesson 43　独占禁止法 2 独占禁止法の運用 下から４行目～最終行 差し替え	独占禁止法の特別法として、下請法（正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」）があります。下請代金の支払遅延等の行為は独占禁止法により規制されるべきですが、下請事業者の利益確保のために独占禁止法の違反事件処理手続とは別の簡易な手続きが必要、との考えから制定されました。	独占禁止法の特別法として、中小受託取引適正化法（正式名称は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」）があります。中小受託事業者の利益を確保するためには、独占禁止法の違反事件処理手続とは別の簡易な手続が必要であるとの考えから、本法が、独占禁止法の補完法として制定されています。 すなわち、本法は、適用対象を明確にし、違反行為の類型を具体的に法定するとともに、独占禁止法に比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に中小受託事業者の保護を図ろうとするものです。
P404 Lesson 43　独占禁止法 図：独占禁止法の制限のイメージ 自社の製造部分	● 下請法対象の製造委託	● 中小受託取引適正化法
P404 Lesson 43　独占禁止法 図：独占禁止法の制限のイメージ 下の最終行	（令和４年３月 31 日　公正取引委員会　経済産業省）	（令和８年２月 19 日　公正取引委員会　経済産業省）
P413 Lesson 44　種苗法 2 植物の品種登録の要件 ④ 未譲渡性 最終行	意見書を提出する機会が与えられます（種 17 条２項）。	意見書を提出する機会が与えられます（種 17 条３項）。
P429 Lesson 46　外為法 問題 選択肢Ｂ 差し替え	工場見学については、従来から行っており、外国から見学希望が来たというのは技術力が世界的レベルの証明となるのですぐにでも見学してもらおうと考えた。	従来の工場見学のコースにはない生産ライン等の見学について外国から見学希望が来た。わが社の技術力が世界的レベルの証明となるので、特に問題ないと思い、特例で見学してもらおうと考えた。

該当箇所	変更前	変更後
P433 Lesson 46　外為法 解説 Ａ、Ｂ	Ａについて、ロケットの技術は**ミサイルの技術と同等であり、リスト規制の対象となっています。外為法の規制対象技術に該当するかの確認がまず先に必要であり、それと**営業秘密として守られるかどうかは無関係です。よって、本肢は**不適切**です。 Ｂについて、工場見学において技術の提供をする場合でも規制対象技術の場合には注意が必要です。まず外為法の規制対象技術が含まれないかを確認する必要があります。よって、本肢は誤りです。	Ａについて、ロケットの技術は**リスト規制の対象となる場合があり外為法の規制対象技術に該当するか、また、キャッチオール規制の確認がまず先に必要です。これと**営業秘密として守られるかどうかは無関係です。よって、本肢は**誤り**です。 Ｂについて、**不特定多数の者が通常見学できる見学コースとは異なり、これまでにないコースの見学になりますので、当該**工場見学において技術の提供をする場合でもリスト規制対象技術の場合には注意が必要です。まず外為法の規制対象技術が含まれないかを確認する必要があります。よって、本肢は誤りです。